

平成30年度北海道消費生活審議会
第 1 回北海道消費生活条例見直し検討部会内容に対する会長意見

資料 2 - 1

【論点整理 1】消費者契約法の改正について

1. 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

(4) 契約締結前に債務の内容を実施等

消費者契約法 4 条 3 項 7 号・8 号が規律している取引方法は、規則別表 4 (11) (12) に限られないように思います。

第 1 に、規則別表 4 (11) (12) の商品又は役務が消費者の「住居等」(＝住所＋業務を行っている場所) に供給される場合に限定した規定に対し、消費者契約法 4 条 3 項 7 号・8 号にはそのような限定はついていません。

第 2 に、消費者契約法 4 条 3 項 8 号は、事業者が契約締結前に商品又は役務を供給する場合ではなくて、そのための準備行為を行い、消費者を困惑させる場面を想定しているものと思われるので、それらの対応が必要かと思えます。

2. 無効となる不当な契約条項の追加等

(1) 消費者の後見等を理由とする解除条項

規則別表 5 (13) は消費者契約法 10 条に対応する一般条項(包括規定) だと思います。消費者契約法 8 条の 3 は、もともと同法 10 条でも対応しえた問題を、あえて具体的に規定した点に意義があることからすると、何らかの対応をした方がよいように思います。

(2) 事業者が自分の責任を自ら決める条項

消費者契約法 8 条 1 項 1 号～4 号は、事業者の責任の全部又は一部免責条項とは区別されるものとして、事業者に自己の「責任の有無を決定する権限を付与する条項」を無効としています。これに対して、規則別表 5 (9) は、そのような条項について規定をしていませんので、何らかの対応が必要かと思えます。

(3) 事業者の債務不履行等の場合でも消費者の解除権を放棄させる条項

規則に具体的な対応規定があることから考えても、何らかの対応をすることが望ましいように思います。

資料 3 - 2

【論点整理 5】消費者被害救済に係る訴訟の援助について

- 特定適格消費者団体への貸付について要綱を作成して対応するという方向性は、是非実現していただきたいと思えます。